

## 入札の公告

次のとおり地域限定型一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年7月21日

七飯町公営企業管理者  
七飯町長 杉 原 太

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事等の名称 大沼下水浄化センター自家発棟建設工事
- (2) 工事等の場所 亀田郡七飯町字大沼町地内
- (3) 工事等の期間 契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで
- (4) 工事等の概要

自家発棟建設工 鉄筋コンクリート造 1 階建 A=66.69m<sup>2</sup>  
建築電気工 N=1 式  
建築機械工 N=1 式  
杭基礎工 オールケーシング工法φ1000 N=4 本

- (5) 本工事は、地域限定型一般競争入札参加申請書提出の際に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価方式の工事である。

### (6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、単体企業又は特定建設工事共同企業体であり、次の要件をすべて満たしていること。

#### A 単体企業の要件

- (ア) 七飯町の競争入札参加資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における「建築工事業」の許可を有すること。
- (イ) 七飯町における「建築一式工事」の競争入札参加資格がAランク（資格審査点：990点以上）に格付されていること。
- (ウ) 入札執行の日までの間に、七飯町指名競争入札参加資格業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- (エ) 七飯町暴力団排除条例（平成26年12月24日施行）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (オ) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている

者については、手続開始決定後の七飯町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(力) 建設業法第3条第1項に規定する許可を受けていること。

(キ) 七飯町内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち建設業許可申請書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号））様式第一号別紙に記載された主たる営業所を有し、4年以上営んでいること。

(ク) 過去15年間に、元請として若しくは配置予定技術者が現場代理人又は監理（主任）技術者として施工した次の実績を有すること。

① 発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令第27条の13に規定する公共法人  
建設業法施行規則第18条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合

② 本工事と同種・同規模で請負金額49,000千円以上の工事

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上のものに限るものとする。

(ケ) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。

(コ) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(サ) 本工事に係る次に掲げる設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

○受託業者 (株)NJS

(シ) 入札に参加しようとする者の間に、次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、(サ)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社

外取締役及び指名委員会設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

ｂ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### B 特定建設工事共同企業体の要件

（ア）特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、Aの（コ）の要件を満たしていること。

（イ）構成員の数は、2社又は3社であること。

（ウ）構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上の単体企業又は協業組合であること。

（エ）共同企業体の構成員は、Aの（ア）、（ウ）から（ケ）、（サ）及び（シ）の要件をすべて満たしていること。

また、Aの（ク）の実績については、構成員の1社以上が要件を満たしていることとする。なお、Aの（ケ）の要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できる。

（オ）各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

（カ）構成員の組合せは、共同企業体の格付がAランクに格付されるものであること。ただし、構成員には七飯町内に主たる営業所を有するものを1社以上含めること。

（キ）共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であり、かつ、構成員中最上位等級に格付されていること。

（ク）本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体又は協同組合等の構成員として参加するものでないこと。

#### 3 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等

共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を紙により提出しなければならない。

##### （1）提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年7月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前8時30分から午後5時15分まで

##### （2）提出場所

北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

七飯町上下水道課

電話番号：0138（65）5796

##### （3）提出方法

持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

#### 4 入札の参加申請

## (1) 申請書等

入札参加希望者は、地域限定型一般競争入札競争入札参加申請書（様式第1号）に次の書類を添付して提出しなければならない。

### ア 類似工事施工実績調書（様式第2号）

2の（A）のクに該当する工事を記載すること。

### イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書の写し並びに共同企業体協定書及び共同企業体附属協定書の写し又はCORINS登録の写し））（様式第3号）

### ウ 配置予定技術者調書（様式第4号）

（ア）申請時点で先に申請済みの他の入札（他官公庁発注工事を含む。以下同じ。）が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。以下同じ。）を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

（イ）複数の入札に係る申請を同時に行う場合にあっては、（ア）に準じて申請しなければならない。

（ウ）申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 申請した入札の入札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者としてすることができない場合。

### エ その他支出負担行為者が必要と認める書類

- ・ 工事施行成績評価結果等（様式第5号）
- ・ 災害時地域貢献実績評価資料（様式第6号）
- ・ 地域精通度に関する施工実績調書（様式第7号）
- ・ 施工計画 工程表（様式第8号）
- ・ 施工計画 施工上の課題に対する技術的所見（様式第9号）
- ・ 特定関係調書（様式第10号）（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。また、共同企業体による申請の場合は、各構成員ごとに調書を作成すること。）
- ・ 経常規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（共同企業体による申請の場合は、全構成員分を提出すること。）

## (2) 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表のとおりとする。

| 記載事項                   | 内容に関する留意事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 施工計画—工程管理に係わる技術的所見 | <p>①施工計画の実施手順の妥当性。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の概略の工程表を記載する。また、工程管理に対する技術的所見を工程表の下に記載する。</li> <li>・記載様式は様式第8号とする。なお、工程表の記載に当たり、工事名及び工期の誤り等がある場合は、評価しないものとするので留意すること。</li> </ul> <p>②施行上配慮すべき事項の適切性。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の実施に当たり、現場状況を踏まえて、施工上の課題に対する所見を記載する。</li> <li>・記載様式は様式第9号とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (2) 企業の施工実績            | <p>①七飯町における工事の当該工事資格における過去5年間（令和3年度～令和7年度）に完成した工事の工事施工成績評価結果。</p> <p>②ISOマネジメントシステムの取得の有無について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO9001及びISO14001ごとに記載すること。</li> <li>・記載様式は様式第5号とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (3) 配置予定技術者—監理技術者の資格   | <p>①主任（監理）技術者の予定者の氏名等を記載する。</p> <p>なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記載することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。</p> <p>また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。</p> <p>②主任技術者は、一級建築施工監理技士、二級建築施工監理技士又はこれと同等以上の資格を有する者とする。ここで、同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハで定めている者とする。</p> <p>また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>③記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名：氏名を記載する。</li> <li>・資格：保有資格を記載する。（複数ある場合は、複数を記入する。）</li> <li>・工事名称：発注工事名とする。</li> <li>・発注機関名：具体的に記載する。</li> <li>・施工場所：具体的に記載する。</li> <li>・契約金額：百万円単位とし、小数第2位まで記載。（切捨て）</li> <li>・工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記載。</li> <li>・受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記載する。</li> </ul> <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容を証明する資料として、配置予定技術者に係る資格者証等の写しを提出すること。</li> </ul> |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。</li> </ul> <p>⑤記載様式は様式４号とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (４) 地域精通度 | <p>①七飯町内における発注工事の施工実績として、地域精通度に関する調書を提出すること。</p> <p>②記載要領等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・七飯町内に本店・支店又は営業所を有するか否かを記入すること。なお、記入の際には、建築業法第３条第１項に基づく本店等を指すとともに、営業所等は実態について記載すること。</li> <li>・過去５年間に七飯町内での工事実績（工事が完成し、引渡済みのものに限る。）の内、最大の規模の工事１件について記載すること。</li> <li>・受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。ただし、出資比率が２０％以上のものに限る。</li> <li>・工事施工実績を証明するものとして、契約書の写し並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し又はＣＯＲＩＮＳ登録の写しを添付すること。</li> <li>・七飯町との災害協定参加の有無について記載すること。</li> <li>・災害協定を証明するものとして、協定書の写しを添付すること。なお、団体として参加している場合は、当該団体の構成員を証明するものを添付すること。</li> <li>・過去２年間（令和６年度～令和７年度）に七飯町内でのボランティア活動の有無について記載すること。</li> <li>・ボランティア活動を証明するものとして、活動内容の解る書面等（新聞記事、写真等）を添付すること。</li> <li>・企業における従業員数の割合を記載すること。</li> <li>・従業員数は、３か月以上の雇用形態のある者又は季節労働者は６ヶ月以上の雇用契約をしている者に限り、本工事のために臨時的に雇用を予定するものは除く。</li> </ul> <p>③記載様式は様式７号とする。</p> |
| (５) 労働福祉  | <p>①従業員の建設業退職者年金への加入の有無について記載すること。</p> <p>②職員の退職一時金・企業年金制度の加入の有無について記載すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

(3) 提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年7月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出場所

北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

七飯町上下水道課

電話番号：0138（65）5796

(5) 提出方法

持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

なお、技術提案は封書の上、工事名、入札日及び提出者名を表記して提出すること。

(6) その他

ア 資料の作成に関する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出された資料の変更は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年7月29日（水）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和8年8月7日（金）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

七飯町上下水道課

電話番号：0138（65）5796

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答することができる。

7 落札者の決定方法

(1) 入札の方法及び落札者の決定

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した者のうち、(2)の落札者決定基準により算出した数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法等

別記の落札者決定基準による。

## 8 契約条項を示す場所

北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

七飯町上下水道課

電話番号：0138（65）5796

## 9 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 七飯町役場 204会議室

(2) 入札日時 令和8年8月17日（月） 午前9時30分

(3) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の地域限定型一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

## 10 郵便等による入札

(1) 郵便等による入札は認めません。

(2) 電報による入札は認めません。

## 11 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積った契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により町長が定めた資格を有する者で、過去2年間に国（独立行政法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあつては、その構成員の1社以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

### (2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証

委託契約を締結し、町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により町長が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ証明した者であり、その共同企業体が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 13 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

（1）入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間 令和8年7月21日（火）から令和8年8月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 七飯町役場 2階閲覧コーナー

（2）設計図書等に関する質問は、書面（書式自由、ただしA4版とすること。）によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間 令和8年7月21日（火）から令和8年8月7日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 七飯町上下水道課

（3）設計図書等の質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和8年7月21日（火）から令和8年8月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 七飯町役場 2階閲覧コーナー

（4）技術提案書に関する質問は、書面（書式自由、ただしA4版とすること。）によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間 令和8年7月21日（火）から令和8年8月7日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 七飯町上下水道課

（5）技術提案書の質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和8年7月21日（火）から令和8年8月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 七飯町役場 2階閲覧コーナー

### 14 支払条件

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づく債務負担行為としているものである。総工事費に対する支払限度額及び出来形部分等予定額の各会計年度ごとの割合は、次のとおりとする。

#### （1）支払限度額の割合

令和8年度 33.2%

令和9年度 66.8%

#### （2）出来形部分等予定額

令和8年度 36.9%

令和9年度 63.1%

なお、契約をする際に変更となる場合があります。

(3) 前払金 各会計年度ごとにそれぞれの出来形部分等予定額の4割に相当する額以内とする。

(4) 部分払 各会計年度ごとに2回とする。ただし、各会計年度末における請負代金相当額が当該会計年度末における出来形部分等予定額を超えた場合は、翌年度に部分払を行うこととするが、この場合の部分払いは回数に含めないこととする。

なお、契約締結後の部分払の回数変更は認めない。

#### 15 契約書作成の要否

必要とする。

#### 16 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準 設定している。

(3) 入札の執行回数は3回までとする。

(4) 入札執行時に内訳書を提出すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となるので注意すること。

#### 17 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者は、その理由について、令和8年8月24日(月)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 七飯町上下水道課

(2) 決定理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

#### 18 ペナルティ

(1) 受注者の責により、技術提案を履行できない場合は、最高8点を工事施工成績評定点から減点するものとする。

(2) 施工計画の内容を履行できなかった場合は、入札時より評価が下がる場合には、履行状況により最大5点を減点するものとする。また、配置予定技術者がやむを得ない理由により交代し、入札時に評価した資格よりも劣り、評価が下がる場合には3点を減点するものとする。

#### 19 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、七飯町契約規則(昭和58年規則第2号)第10条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 談合情報に対する対応

ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び工事費内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあります。

イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあります。

ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除す

ることがあります。

(3) 建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知してください。

(4) この入札の執行は、公開とする。

(5) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について債権譲渡承認依頼書を町に提出し、町が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、町が指定する様式により依頼すること。

(6) 受注業者は、工事の施工に当り下請負人の選定、資材・物品購入において、積極的に地元町内業者・商店を活用するように努めること。

(7) この入札に関し不明な点は、七飯町上下水道課に照会すること。

（電話番号：0138（65）5796）